

株 式 取 扱 規 程

アイホン株式会社

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、定款第10条の規定に基づき、この規程の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という。）並びに口座管理機関である証券会社及び信託銀行等（以下、「証券会社等」という。）の定めるところによる。
2. 当会社及び当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、この規程の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

- (1) 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
- (2) 同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(請求又は届出等の方式)

- 第3条 この規程による請求又は届出は当会社の定める書式によるものとする。但し、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第19条第1項に定める場合は、この限りではない。
2. 前項の請求又は届出に保佐人又は補助人の同意を要するときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。
3. 第1項の請求又は届出を代理人により行うときは、代理権を証明する書面を提出しなければならない。
4. 当会社は、第1項の請求又は届出が証券会社等及び機構、若しくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
5. この規程による請求又は届出について当会社が必要と認めるときは証明書等の提出を求めることができる。
6. 当会社は、前項に定める証明書等の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求又は届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載又は記録等

(株主名簿への記載又は記録)

- 第4条 当会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載又は記録を行う。
2. 当会社は、株主名簿に記載又は記録される者（以下、「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載又は記録を変更する。
3. 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載又は記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

第5条 当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載又は記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載又は記録等)

第6条 新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2. 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸 届

(株主等の住所及び氏名又は名称の届出)

第7条 株主等は、住所及び氏名又は名称を当社に届け出なければならない。

2. 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合は、この限りでない。

(外国居住株主等の届出)

第8条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか又は通知を受ける場所を定めて届け出なければならない。

2. 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。

3. 第1項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法人の代表者)

第9条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名及び氏名を届け出なければならない。

2. 株主等が権利能力のない社団であるときも第1項の規定を準用する。

3. 前2項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(共有株式の代表者)

第10条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所及び氏名又は名称を届け出なければならない。

2. 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法定代理人)

第11条 親権者又は後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所、氏名又は名称を届け出なければならない。

2. 前項の届出、変更又は解除は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(その他の届出)

第12条 第7条から前条までに規定する届出のほか、当社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、若しくは証券会社等を経由して届け出るものとする。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

2. 証券会社等で受領又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

第13条 当社の新株予約権原簿に記載又は記録される者の届出事項及びその届出方法については第7条から前条までの規定を準用する。但し、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第4章 単元未満株式の買取り

(単元未満株式の買取り請求方法)

第14条 株主が単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

(買取り価格の決定)

第15条 単元未満株式の買取り単価は、前条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所における最終価格とする。

但し、その日に同証券取引所において売買取引が成立しなかったとき又は、同証券取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取り単価に、買取り請求株式数を乗じた額をもって買取り価格とする。

(買取代金の支払)

第16条 当社は、前条により算出された買取り価格から第19条に定める手数料及びこれに係る消費税を差引いた額（以下、「買取り価格」という。）を、当社が別途定めた場合を除き、買取り価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に買取り請求者に支払う。

2. 前項の場合、買取り価格が剰余金の配当、株式の分割、新株引受権等の権利付価格であるときは、基準日又は割当日までに買取代金を支払う。

(買取り株式の移転)

第17条 買取りの請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払手続きを完了した日に当社の口座に振り替えられるものとする。

第5章 株主権の行使方法

(書面交付請求及び異議申述の方法)

第18条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使方法)

第19条 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4項に定める少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう。）の申出をしたうえ、記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

2. 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項及び第5項を適用するものとする。
3. 第1項に定めるところにより株主提案権が行使された場合、提案議案に関する以下の事項について、以下に記載の字数を超える場合には、株主総会参考書類にその概要を記載するものとする。
 - (1) 提案の理由
各議案400字
 - (2) 取締役、監査役及び会計監査人の選任に関する事項
各候補者400字

第6章 手数料

(手数料)

第20条 当会社の株式取扱に関する手数料は、無料とする。但し、第14条(単元未満株式の買取請求方法)に基づく株式買取りの請求は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として以下の算式により1単元の金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額を請求する。

(算式)第15条に定める1株当たりの買取単価に1単元の株式数を乗じた金額のうち次の金額区分ごとに算出した金額の合計金額とする。

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円を超えた金額につき	0.900%

(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

但し、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。

2. 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第7章 雑則

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、取締役会の決議によるものとする。

附 則

(実施期日)

第1条 この規程は、2022年9月1日より実施する。

(定款変更に伴う第1条の条数の変更)

第2条 株主総会決議に基づき、当会社の定款10条(株式取扱規程)の条数が変更されたときは、第1条に定める「定款第10条」は変更後の条数を定めたものとみなす。